



のであり、被告東京都は、住基法30条の5第1項及び2項等の規定により、原告からの上記のような本人確認情報の送信に対して、これを受信する義務を負うというべきである。

(2) 住基法30条の5の解釈のあり方について

ア 住基法30条の5第1項は、「通知するものとする。」と規定している。これに対して、同条3項は、「保存しなければならない。」と規定している。

このような規定ぶりからすると、住基法30条の5の解釈としては、市町村には、合理的な理由があれば、本人確認情報のうち、一定の情報を送信しない裁量権がある一方で、この通知を受けた都道府県は、送信された情報をそのまま受信する義務があり、これを拒否する裁量権は一切ないというべきである。

イ(ア) 住基法30条の5の規定の文言上は、市町村長が都道府県知事に住民の本人確認情報を通知するに当たって、一部住民の本人確認情報を送信しないことが許される場合があるかについては明記されていない。

イ(イ) しかし、そのことから、被告ら主張のように、市町村長が一部の住民に係る本人確認情報を都道府県知事に通知しないことを許容していないとの結論を導き出すのは早計である。

市町村にとって極めて重要な自治事務である住民基本台帳事務の処理に当たって、市町村長にどのような権限が与えられているかは、住基法36条の2第1項等の住基法の関連規定や市

町村と都道府県の関係、地方自治法の規定にさかのぼり、体系的解釈を行う必要がある。さらに、行政法規も憲法体系の下にある以上、プライバシー権や地方自治の本旨などの憲法原理を踏まえた解釈論を展開すべきである。

(ウ) このことは、平成16年の行政事件訴訟法の改正により新設された行政事件訴訟法9条2項の規定からも根拠付けられるというべきである。

ウ(ア) 住基法30条の5第3項によると、都道府県知事は、通知を受けた本人確認情報を磁気ディスクに記録することが義務付けられているところ、この規定からは、通知を受けた本人確認情報の全部又は一部を記録しない権限は読み取れないというべきである。

そうすると、都道府県知事は、市町村から通知を受けた本人確認情報の受信が義務付けられているというべきである。

(イ) また、住基法のその他の規定からすると、住民基本台帳の作成・管理については、市町村ないし市町村長の専権とされ、これに対して、国、都道府県は、あくまで、指導・助言の限度で関与が認められているにすぎず、指揮命令権は一切付与されていないのである。

そうすると、このような基本的枠組みからも、都道府県知事が、市町村長からの送信内容いかんによってその受信を拒否する権限は認められていないというべきである。

エ(ア) 都道府県知事が、市町村からの送信を違法と判断した場合には、住基法12条の3に基づく市町村長あての通報をし、14条に基づく「必要な措置」を促すことになる。

また、そのような措置をしたにもかかわらず、市町村長が必要な措置を執らなかつた場合には、住基法31条1項及び2項に基づき、国又は都道府県による指導、主務大臣又は都道府県知事による市町村長に対する助言・勧告等を行うべきである。

さらに、都道府県知事は、総務大臣の指示により、地方自治法245条の5第2項及び3項に基づき、市町村に違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求め、また、自ら、同法245条の6に基づき、是正の勧告を行うべきなのである。

(イ) それにもかかわらず、被告らは、法の予定した手段を講ずることなく、被告東京都は受信を全面的に拒否するという法定外の行動に出たものであって、許されないというべきである。

(3) 住基法36条の2等の規定及び地方自治法制との関係について

ア(ア) 住基法36条の2第1項は、市町村長に、住民票に記載されている事項の「適切な管理」のために「必要な措置」を講じることを義務付けている。

ここでいう「適切な管理」や「必要な措置」は、不確定概念であるし、必要な措置は具体的状況によって異なるものである以上、同項は、市町村長に対して、適切な裁量権を行使することを認めているものというべきである。

(イ) すなわち、住基ネットにつき、万全の安全体制にあることが確認されるまでには至っておらず、かつ、このことにつき危ぐを抱く相当数の区民が存在する場合、原告は、住基法36条の2第1項に基づく必要な措置として、少なくとも、本人確認情報を被告東京都に通知しないことを希望する者については、横浜市の先例にならい、その本人確認情報を被告東京都に送信しない扱いをし得るといふべきである。

そして、その限りで、住基法30条の5第1項及び2項に基づく被告東京都への送信義務の内容も限定されると解すべきである。

さらに、被告東京都は、これに応じて、本人確認情報の適切な管理のための必要な措置を定めた住基法30条の29第1項に基づき、上記のように限定された情報を受け入れる義務があるといふべきである。

イ(ア) また、地方自治法13条の2及び住基法3条1項の規定によれば、住民基本台帳を整備し、住民基本台帳上の住民に関する記録を管理する責任を負うのは、市町村である。そして、住基法3条1項は、その反面として、市町村長が、記録管理の適正を図るために「必要な措置」を執る第一次判断権・実施権を有することを規定しているといふべきである。

また、都道府県知事の市町村長に対する必要な協力が住基法30条の7第10項に定められていることからすると、住基法

30条の29第1項の規定は、市町村長が住基法36条の2第1項に基づく裁量権を行使する場合に、これを受け入れることとしなければならないものとされた規定であると解釈すべきである。

(イ) 住基法2条の規定は、都道府県が、市町村と対等の関係にあることを前提としつつ、市町村の第一次的判断を尊重しつつ、これをサポートするための必要な措置を講じることを義務付けたものというべきである。

ウ(ア) 被告らは、住基法30条の29及び36条の2は、住基法30条の5に基づく本人確認情報等の通知がすべての住民について行われることを当然の前提とするものであり、住基法36条の2も住基法30条の5と整合するように解釈すべきである旨主張する。

(イ) しかし、住基法30条の5が、通知を希望しない者について通知しないことを許容しているかどうかは、住基法30条の29や36の2等の規定や地方自治法、個人情報保護法制などに照らして、総合的に判断されるべき問題であり、被告らの主張は失当である。

また、被告東京都自身は、平成15年6月4日付け総務局長コメント(甲13)において、横浜方式は、横浜市民全員の住民票コードを住民票に記載した上で、あくまでも、住民基本台帳ネットワークシステムに全員参加することを前提として総務

省が認めた特例措置である旨、住基法30条の5第1項及び2項の例外を被告国自身が許容している旨自認しているのである。

エ(ア) 地方自治法1条の2、2条13項等に規定された分権保障原理からすれば、地方公共団体の処理する事務とりわけ自治事務については、地方公共団体に地域の特性に応じた裁量を可能とする方向での解釈が要請されているというべきである。

また、地方自治法2条3項は、地方自治における市町村優先の原則を規定しているというべきである。

イ) また、地方自治法によれば、住民基本台帳事務は、自治事務である。

したがって、市町村は、地域住民の利便の推進など住民の権利利益を守る立場に立って、主体的に判断し、行動することが要請されているというべきである。

そうすると、その反面として、全国的な統一性は、地方公共団体の判断により多少害されてもやむを得ないものとされているということができるのである。

オ 総務省令である住民基本台帳法施行規則に基づく、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準」(平成14年総務省告示第334号。乙17。以下「セキュリティ基準」という。)の第2の5(2)アは、市町村において、データの漏えいの

おそれがある場合、住基ネットの全部又は一部を停止することができることを前提としている。このことは、市町村長の裁量権行使の一場面であるといえることができる。

(4) 個人情報保護法制との関連

ア(ア) 昭和55年(1980年)にOECD(経済協力開発機構)において採択された「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」の付属文書である「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」中に示された8原則(以下「OECD8原則」という。)には、個人情報データの収集目的は、収集時よりも遅くない時点において明確化されなければならないという目的明確化の原則(第3原則)、個人データは、データ主体の同意がある場合又は法律の規定による場合を除くほか、明確化された目的以外の目的のために開示、利用その他の使用に供されてはならないとする利用制限の原則(第4原則)が含まれている。

そして、我が国の個人情報保護法制は、上記OECD8原則に沿って制定されている。

(イ) また、憲法13条には、自己情報のコントロール権が含まれている。

(ウ) このように、国際的に見ても、我が国の憲法に照らしても、個人は自己の情報をコントロールする権利を有するため、個人情報を収集する際には、その目的が明確化される必要があり、

かつ、その利用は、当該収集目的の達成のために限定されなければならないとされている。

イ(ア) 住基法30条の5第1項に基づく住基ネットを通じた本人確認情報の送信が、目的外利用・提供に該当することは明らかである。

イ(イ) もともと、住基ネットが法令で規定されたものであることから、一見すると、住基ネット接続による「本人確認情報」の外部提供は、個人情報の収集目的内のものであるということができそうである。

しかし、改正法附則1条2項は、改正法の施行に当たって、政府は、「所要の措置」を講ずることとされ、この「所要の措置」として個人情報保護法制が整備された立法経緯に照らせば、改正法を「法令に基づく場合」（行政機関個人情報保護法8条1項）であるとして、本人確認情報の行政機関等への外部提供ないし目的外利用・提供を、無条件に認めたものと解することはできないというべきである。

イ(ウ) また、OECD8原則も、法律に基づく目的外利用・提供を認めているが、ここでいう法律は、行政法上の法治主義原則として行政事務を根拠付ける法律のすべてを意味するのではなく、あくまでも目的明確化の原則に対する例外として、目的外利用・提供を合理的に認め得る実質的内容を伴った法律的根拠を意味している。



(5) 住基ネットをめぐる問題状況について

ア 住基ネットを採用することによる住民のメリットとして、住民票の写しの広域交付や転入転出の特例処理が挙げられるが、いずれも多数の住民にとって利便性が乏しいものである。

イ また、住基ネットの導入による経費削減効果には、疑問があるというべきであり、行政事務の効率化については、住民のプライバシーの権利の保護に優先するような高度な必要性は認められない。

ウ(ア) 改正法附則1条2項は、住基ネットの稼働の前提として、個人情報保護に関する法制度の整備を講じることを規定している。

その後、平成15年5月30日に、個人情報の保護に関する法律や行政機関個人情報保護法等いわゆる個人情報保護関連5法が制定された。しかし、これによっても、公共部門の個人情報の保護は万全にはならなかった。

(イ) すなわち、①使用済み本人確認情報の消去義務が規定されていないこと、②住民本人に対し、いかなる行政機関へ本人確認情報が通知されたか通知する義務が規定されていないこと、③行政機関によるデータマッチングが禁止されていないことの問題点がある。

また、住基法30条の7第4項から7項までによると、総務省令や市町村・都道府県の条例の規定の仕方によっては、利用

目的が不当に拡大しかねないのである。また、目的外利用がないかどうかについて、住基法上、捕捉する手段が設けられていないというべきである。

エ 住基ネットにおいては、一定のセキュリティ対策が施されている。

しかし、①そもそもコンピュータ・ネットワークにおいて完全なセキュリティを確保することは不可能であること、②住基ネットには、膨大な数のコンピュータが接続されることになるが、それらのすべてについて、完全なセキュリティを確保することはほとんど不可能であること、③住基ネットに接続されている国や地方公共団体のコンピュータが庁内LANを介してインターネットに接続されていること、④都道府県サーバには都道府県の全住民の本人確認情報が、全国サーバには全国民の本人確認情報が集積されており、これらのコンピュータへ外部から侵入がされ、情報が流出すると、その被害は甚大となること、⑤CSや庁内LANなどに利用されていると思われるOSであるWindows2000には、セキュリティ・ホールがしばしば見つまっていること、⑥住基ネットにおいては、セキュリティ統括責任者が不明確であり、セキュリティ対策が強力に行われにくいこと、⑦違法な利用・提供を捕捉するための、生体認証システムは導入されていないことから、住基ネットは、セキュリティの点において、個人情報の流出の危険がある。

(6) 先例としての横浜方式について

ア(ア) 横浜市は、被告国及び神奈川県等と協議の上、住基ネットの安全性の総合的な確認に至るまでの間の段階的措置として、通知を希望しない住民の本人確認情報を除いたデータを送信し、神奈川県もこれを受信することで合意した。

イ(イ) そして、横浜市は、そのように限定されたデータを神奈川県に送信し続けており、現在でも、神奈川県は、これを拒否することなく受信している。

さらに、被告国も、神奈川県に対して、横浜市からのデータの受信を拒否するように指導していないのである。

ウ(ウ) また、上記のように横浜市が限定されたデータのみを送信し続けているからといって、住基ネット全体の運営に多大な支障を及ぼしている事実はないのである。

エ(エ) 被告らは、四者合意は、通知希望者と非通知希望者を区分して送信する方式を容認するものではない旨主張する。

イ(イ) しかし、四者合意は、一時的にしる非通知希望者のデータの不送信を前提としているといわざるを得ない。また、被告国は、違法な対応をしている横浜市及び横浜市からの違法な通知についてその受信を拒絶していない神奈川県に対し、是正の要求をすべきであるのに、是正の要求を出していないのであるから、これを放置しているというべきである。

ウ(ウ) 被告らは、現に、横浜市民に係る事務を処理する際には、住

基ネットを利用した本人確認情報の利用・提供等によることができず、従前の住民基本台帳事務におけると同様、住民票の提出を求めて本人確認事務を行うなどの不合理な対応を強いられている旨主張する。

(イ) しかし、全国規模での住基ネットの導入による行政効率化については、疑問があるのであり、横浜方式により不合理な対応が強いられるとしても微細なことにすぎないのであるから、被告らの主張は、失当である。

(7) 住基法に基づく裁量権行使の適法性について

ア 杉並区においては、住民の自治意識が高いことに対応し、杉並区自治基本条例や個人情報保護条例が制定されたところである。原告は、個人情報保護に資するとともに、杉並区民の自主的判断を尊重する立場から、住基ネット問題に対処してきたものである。

そうすると、原告の行為は、杉並区という地域の特性に応じた「必要な措置」であって、しかも、プライバシー権侵害への危ぐを払しょくするほどに住基ネットの安全性が確保されていない現段階においては、非通知希望者の判断をも十分に尊重したものであるから、住基法30条の5第1項の認める裁量権行使の範囲内であるというべきである。

イ また、住民が安全で安心な生活を営むことができるように配慮すべき原告の責務、及び原告が本人確認情報をそのまま被告東京都に送信すると住民から訴えられて責任を負わされる危険もあ

り、そのリスクマネジメントを行う必要があることからしても、上記結論は正当である。

(8) 被告らの主張に対する反論について

ア(ア) 被告らは、改正法の立法目的は適正であり、その立法目的に反する住基法解釈は許されず、かつ、原告の解釈では多大の支障が発生して立法目的は達成されない旨主張する。

(イ) しかし、以前から住民基本台帳を備えていた市町村は、住基ネットを必要としないのであり、転入転出手続の簡素化や、住民票の広域交付、住基カードによる身元確認も、実際にはほとんど必要性がないのである。また、住基ネットには、プライバシー権侵害の危険性がある一方で、その利便は少ないというべきである。

そうすると、改正法は、立法目的及びその手段のいずれにおいても、問題があるというべきである。

イ(ア) 被告らは、住基ネットに係る住基法の改正において、一部の住民について本人確認情報が通知されない制度を設計することなど、全く想定されていなかった旨主張する。

(イ) しかし、住基ネットは、国の指揮命令下にある統一的システムとしてではなく、地方公共団体共同の分散分権的システムとして制度設計されたからには、住民基本台帳事務の担い手である市町村の自主的判断が尊重されるのは当然である。

また、『住民基本台帳ネットワークシステム懇談会』意見

の概要」(乙4)においても、全国一律のシステムを前提としない意見も残っているのである。

ウ(ア) 被告らは、仮に、本人確認情報の通知について原告が主張するような内容の裁量権が認められるとすれば、一部の住民について正確な本人確認情報が通知されない事態が生じることになるから、都道府県知事が住基法30条の7に基づく本人確認情報の提供の事務を適正に実施するためには、このような裁量権が行使された市町村の住民については、通知が実施されている住民と実施されていない住民を区別し、通知されていない住民について、別途、住基ネットを使用しない方法を講じて、その本人確認情報を保存するなどの対応を強いられる旨主張する。

(イ) しかし、原告が主張するように市町村長に裁量権が認められる場合には、都道府県知事は、通知希望者についてのみ住基法30条の7に基づく本人確認情報の提供の事務を実施すれば足りるから、何らかの措置を講じなければならない理由はないといふべきである。そして、通知が実施されていない住民の本人確認情報の保存及び管理は、当該市町村が行えば足りるといふべきである。

したがって、上記被告らの主張は失当である。

エ(ア) 被告らは、原告が平成14年6月26日から同年8月1日までの間に杉並区民全員について行った通知済みの情報の中には、いわゆる通知希望者と非通知希望者の本人確認情報が混在

しているため、今後、いわゆる通知希望者のみの本人確認情報の通知が行われた場合には、被告東京都としては、別途、個々の住民がいわゆる通知希望者であるのか、非通知希望者であるのかを区別するための何らかの措置を講じなければならない旨主張する。

(イ) しかし、そのような措置を講ずる必要はない。すなわち、原告は、被告東京都に対して、住基ネットにおいて、非通知希望者分については、「職権消除」の情報を上書き情報として送信することで足りるというべきである。

したがって、被告らの主張は、失当である。

## (二) 被告らの主張

### (1) 主張の骨子

以下のとおり、市町村長が、都道府県知事に対して、その住民の一部に係る本人確認情報についてのみ通知を行うことは、住基法30条の5に反し、違法である。

そこで、このような違法な本人確認情報の通知があったとしても、都道府県知事は、このような通知について受信の措置を執る住基法上の義務を負わないというべきである。

原告は、横浜方式の採用を主張し、その住民の一部に係る本人確認情報について通知を行わない旨をあらかじめ宣言した上で、残る住民に係る本人確認情報について被告東京都に対する通知をしようとするものであるから、被告東京都がこのような通知について受信

の措置を執る義務を負わないことは明らかである。

(2) 住基法30条の5の文理等について

ア 住基法30条の5第1項は、市町村長は、住民票の記載、消除又は記載の修正を行った場合には、住基ネットを利用して、当該住民票の記載等に係る本人確認情報を都道府県知事に通知すべき旨を定めたものであることが明らかである。上記規定は、一定の場合に本人確認情報の通知を行わないことを認めておらず、また、通知する本人確認情報の範囲につき、市町村長に裁量権を認めたものと解する余地はない。

イ(ア) 原告は、住基法30条の5第1項の末尾が「するものとする」と規定され、同条3項の末尾が「しなければならない」と規定されていることに照らせば、市町村には、合理的な理由があれば、一定の情報を送信しない裁量権がある一方で、この通知を受けた都道府県の方は、送信されたものをそのまま受信する義務があり、これを拒否する裁量権は一切ない旨主張する。

(イ) しかし、法令解釈上、「するものとする」という用語は、「しなければならない」という義務付けと全く同義語として用いられることもあるほか、多岐にわたる用例があるとされているのである。さらに、住基法においても、「するものとする」という用語が、住基法30条の5以外の多くの条文で、用いられているのであって、住基法30条の5において、「するものとする」という用語と、「しなければならない」という用語が意図



的に使い分けられたことを認めるに足りる資料等は存在しない。

(ウ) したがって、住基法30条の5第1項において「するものとする」という用語が用いられていることから直ちに、同項の規定を、原告が主張するような裁量権が認められると解釈するべきであるということにはならないというべきである。

ウ(ア) 原告は、住基法30条の5の規定を解釈する際には、「地方自治法の分権保障原理」及び「住基法における市町村の役割・権限」を考慮すべきである旨主張する。

(イ) しかし、原告の上記主張は、当該規定の文理解釈や当該法令の趣旨及び目的の検討といった作業を無視ないし軽視し、上記のような抽象的・一般的原則等から、直ちに、住基法30条の5の規定について、その文理や改正法の趣旨及び目的からは考えられない解釈を導こうとするもので、失当である。

そもそも、地方分権一括法による改正後の地方自治法の下においても、地方公共団体は、自治事務であると法定受託事務であるとを問わず、法令に違反してその事務を処理してはならないのは当然である。また、住基法は、地方自治法の特別法に位置づけられるものである。

そうすると、市町村長が住民基本台帳事務を処理する際には、住基法の規定に従うのが当然であり、地方自治法の規定やこれから導かれる原則等を根拠にして、住基法の規定の文理や目的

・趣旨に反した恣意的な取扱いを行うことは許されないというべきである。

また、住基法は、その目的を達成するため、住民基本台帳事務の実施に関し、市町村及び都道府県の役割分担を定めているのであるから、住民基本台帳事務が自治事務であることを理由に、住民基本台帳事務は専ら市町村長が自主的に運営すべきであり、これに対する都道府県や国の関与は許されるべきではないなどとする原告の主張は、失当である。

(ウ) また、原告は、行政事件訴訟法9条2項は、行政法規に関する体系的解釈の必要性を確認的に例示したものである旨主張する。

しかし、同項は、取消訴訟の原告適格に関し、処分又は裁決の相手方以外の者について、同条1項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たって、裁判所が考慮すべき事項を定めるものであり、法令の規定の解釈のあり方一般について一定の指針を示すものではないというべきである。

(3) 改正法の趣旨及び目的との関係について

ア(ア) 住基ネットは、本人確認情報を国の機関等、都道府県及び市町村で共有することにより、行政コストの削減等を図ることを一つの重要な行政目的としている。

仮に、住民の一部に不参加があると、国の機関等を始めとする本人確認情報の利用者において、従来のシステムや事務処理

を存置するとともに、本人確認情報の提供・利用が必要な業務が行われる都度、いわゆる非通知希望者については、住基ネット以外の手段により、当該事務に必要な氏名、住所等の情報を非通知希望者から収集するか、提出させざるを得なくなる。

そうすると、住基法が予定する効果の達成は著しく困難となる。対象となる事務の内容によっては、一定の行政機関等において、非通知希望者に関するもののみならず、通知申出者に関するものを含めて住基ネットの利用を全面的に見合わせざるを得なくなることも予想される。

また、住基ネットは、市町村間をネットワーク化し、住民基本台帳事務の広域化、効率化を図ることを一つの重要な行政目的としているが、住民の一部にでも不参加があると、市町村においてネットワークによらない住民基本台帳事務の処理方法を存置せざるを得ないことになり、住基法が目的とする市町村における住民基本台帳事務の効率化が阻害されることになる。

(イ) このような事態は、情報通信技術を利用して住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るという改正法の趣旨及び目的に明らかに反するものである。なお、改正法施行時における研究会の報告書や改正法の概要等の文献においても、一部の住民について本人確認情報が通知されない制度を設計することなど、全く想定されていなかったのである。

(ウ) したがって、住基法30条の5が、市町村長が都道府県知事

に対して本人確認情報を送信するか否か等について裁量権を認めているなどということは、改正法の趣旨及び目的に照らしてあり得ないというべきである。

イ(ア) 仮に、本人確認情報の通知について原告が主張するような内容の裁量権が認められるとすれば、一部の住民について正確な本人確認情報が通知されない事態になる。

そのような状況下において、都道府県知事が住基法30条の7に基づく本人確認情報の提供の事務を適正に実施するためには、すべての住民の本人確認情報を正確に把握することが不可欠となる。

そこで、都道府県知事は、上記のような裁量権が行使された市町村に係る通知が実施されていない住民の本人確認情報については、別途、住基ネットを使用しない方法を講じて、それを保存するなどの対応を強いられることになる。

イ(イ) しかし、都道府県知事が住基ネットの運用以外にこのような事務を行うことは、事務の効率化に逆行し、煩さであり、不合理である。このような事態は、改正法の目的である「住民票コードを基に市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理及び国の機関等に対する本人確認情報の提供を行うための体制」の構築を阻害するものであるばかりか、住民の利便を増進し、国及び地方公共団体の行政の合理化を図るという改正法の趣旨及び目的に反するものであることは明らかである。

ウ また、原告は、平成14年6月26日から同年8月1日までの間、杉並区民全員について被告東京都に対する本人確認情報及びいわゆる更新情報の通知を行った後、更新情報の送信を停止するに至ったものであり、通知済みの情報の中には、いわゆる通知希望者と非通知希望者の本人確認情報が混在している。

したがって、今後、原告が主張するようないわゆる通知希望者のみの本人確認情報の通知が行われた場合には、被告東京都としては、別途、個々の住民がいわゆる通知希望者であるのか、非通知希望者であるのかを区別するための何らかの措置を講じなければならないことになる。

しかし、このような措置を講じること自体、住基法が全く予定していないものであるし、仮に都道府県知事においてこのような措置を講じなければならないとすれば、都道府県知事に住基法が全く予定していない義務を新たに負わせるというべきである。

エ 恩給法は、恩給法の一部を改正する法律（平成17年法律第6号）によって、すべての住民について住基ネットを利用して恩給事務に関する本人確認情報が実施されることを前提として、恩給権者に係る失権等の届出義務に関する規定が削除された。この関連法令の改正経緯に照らしても、住基法30条の5が、市町村長に対して、一部の住民について本人確認情報を通知しない裁量権を認めているとの解釈は成り立ち得ないことは明らかである。

(4) 住基法36条の2及び30条の29との関係について

ア(ア) 原告は、住基法36条の2第1項により、市町村長は、住民票に記載されている事項の適切な管理のための必要な措置を講ずる権限があるところ、同条は、「適切な管理」、「必要な措置」という不確定概念を使用しているから、市町村長には適切な裁量権を行使することが認められている旨主張する。また、原告は、住基法30条の5を住基法36条の2及び30条の29と一体的に解釈すれば、本人確認情報の通知につき市町村長に裁量権が認められるべきである旨主張する。

(イ) しかし、改正法の趣旨及び目的は、行政サービスの向上と行政事務の効率化のために、全国的な本人確認システムである住基ネットを導入することにある。そうすると、改正法の規定について、全国的な本人確認システムの住基ネットの導入・運用を困難にするような解釈を行うことは、改正法の趣旨及び目的を没却するものとして許されないというべきである。

(ウ) したがって、住基法36条の2及び30条の29について、原告主張に係る解釈を採る余地はなく、上記各条文は、住基法に定める事務を実施することを前提として、住民票等に記載されている事項又は本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講ずべきことを定めたものにすぎないというべきである。

イ(ア) セキュリティ基準第4.9(4)は、不正アクセスが判明した場合の対応について、「都道府県知事、市町村長及び指定情報処理機関は、不正アクセスが判明した場合、相互に連絡調整を行

い、被害状況の把握、被害拡大を防止するための措置等必要な措置を講ずること」を定めており、ファイアウォールで不正アクセスの兆候を発見したときなど本人確認情報に脅威を及ぼすおそれの高い事象が確認され、本人確認情報の漏えい等の危険が具体的に発生した場合のように、緊急かつやむを得ないと客観的に認められる事情の存する場合に、応急的な措置として、市町村長又は都道府県知事が、一時的に住基ネットとの切断等の措置を講ずることを認めている。

(イ) しかし、このような措置は、本人確認情報の漏えい等の危険が具体的に発生したような例外的場合に、被害状況を把握したり、被害拡大を防止するための技術的措置として、一時的に講じられることがあり得るものにすぎない。

(ウ) したがって、具体的な漏えい等の危険性が生じていないにもかかわらず、住基法36条の2及び30条の29を根拠として、一部の住民の本人確認情報を通知しないという取扱いを恒常的に行うことは許されないというべきである。

(5) 地方自治法制との関係について

ア 原告は、住民基本台帳事務が自治事務であることから、住民基本台帳制度は、全国的な統一性よりも、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるように設計されているというべきであり、市町村は、住民基本台帳法の解釈運用についても、地域の特性に応じて事務処理をする裁量権が与えられているというべき

である旨主張する。

イ しかし、自治事務は、「地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう」（地方自治法2条8号）とされているとおり、法定受託事務以外の広範な事務をいうのであって、自治事務であることから直ちにそのすべての事務処理についての裁量性を導き出せるような性質のものということとはできないというべきである。

そして、地方自治法1条の2第2項において、国は「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動」及び「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」等を重点的に担うものとされている。

ウ 住民基本台帳制度は、市町村の事務処理のみならず、都道府県及び国の行政機関等において利用され、私人間における取引の安全にも資する多岐にわたる機能を果たすべきものである。これらの機能を果たすためには、市町村長の行う住民基本台帳事務が、住基法に基づき、正確かつ統一的に実施されることが必要不可欠である。

エ さらに、改正法は、行政サービスの向上と行政事務の効率化のために、全国的な本人確認システムである住基ネットを導入することを行政目的とするものであり、住民の一部にでも不参加があると、改正法が予定する行政コストの削減や市町村における住民基本台帳事務の効率化などという効果の達成が著しく困難とな



る。

そうすると、住基ネットの運用における統一的な事務処理の必要性は、より一層高まったものというべきである。

(6) 個人情報保護法制との関連について

ア 住基法は、OECD 8原則を踏まえた嚴重な保護措置を講じているから、住基法の規定の内容がOECD 8原則の内容に照らして不相当であるとはいえない。

すなわち、住基法においては、①民間での利用の禁止、②全国サーバや都道府県サーバでの保有情報の限定、③ネットワークの外部への情報提供の限定、④行政機関に対する保護措置義務、⑤情報漏えい防止措置、⑥市町村における住民基本台帳システムの保護、⑦制度運用に関する住民参加等、⑧記録の最新性及び正確性の確保といった保護措置が講じられているものである。

イ 住基法は、行政機関個人情報保護法との関係では、特別法であり、また、地方公共団体の個人情報保護条例との関係では、上位規範にある。そうすると、住基法の規定について、行政機関個人情報保護法や個人情報保護条例の内容に照らして、あえてその文理を離れた解釈を採るべき必要性はないというべきである。

ウ(ア) 原告は、自己情報のコントロール権が実体法上の権利であることを前提として、個人情報の目的外利用又は提供を行う際には、あくまで本人同意が必要である旨主張する。

(イ) しかし、自己情報のコントロール権を実体法上の権利として

定めた法文は存在しないというべきである。また、自己情報のコントロール権を肯定するとすれば、その権利の対象となる情報がどの範囲にあるのかが、不明確である。さらに、自己情報のコントロール権を肯定する見解が、個人情報の開示請求権・訂正請求権といった請求権的内容を認める点については、そもそも憲法13条の文言解釈を逸脱するものではないかとの疑問がある。

そうすると、自己情報のコントロール権の概念はまだ不明確であるから、自己情報のコントロール権を実体法上の権利として承認することは相当ではないというべきである。

(ウ) そして、プライバシーの法的保護の内容は、「みだりに私生活（私的生活領域）へ侵入されたり、他人に知られたくない私生活上の事実又は情報を公開されたくない利益」として把握されるべきであって、プライバシーに属する情報をコントロールすることを内容とする権利とは認められないというべきである。

(エ) また、仮に、自己情報のコントロール権を認めるとしても、これを認める論者の見解によれば、住基ネットの運用が直ちに自己情報のコントロール権を侵害するものではないというべきである。

エ(ア) 原告は、住基法30条の5第1項に基づく住基ネットを通じた本人確認情報の送信は、目的外利用及び提供に該当すること

は明らかである旨主張する。

(イ) しかし、住基法の目的の一つである居住関係の公証とは、住民の住所、住居等の居住関係について公に証明することであり、その証明の相手方としては、住民本人のほか国や地方公共団体の各種行政機関等が予定されているというべきである。そして、この目的を達成するために、各市町村において住民基本台帳事務が整備されているのであって、その記載事項の一部である本人確認情報を住基法別表に掲げられた国の行政機関等に対して別表に掲げられた行政目的のために提供することは、住民基本台帳の本来の目的の範囲内での個人情報の利用であると解すべきである。

そして、OECD 8原則との関係においても、住基ネットを通じて本人確認情報を通知・提供することにつき、個別の住民の同意を得ること等が求められているとは考えられないというべきである。

オ(ア) さらに、現行の住基ネットにおいて、原告が危ぐするような行政機関による大規模なデータマッチングや名寄せが行われる具体的危険は存在しないというべきである。

(イ) すなわち、まず、住基ネットの運用以前においても、国の行政機関等が住基法別表の事務を行う際には、市町村から、住基法12条に基づく当該市町村の住民の住民票の写しの交付を受けるなど、住民基本台帳に係る住民に関する情報を住基ネット

以外の方法で受領した上、従前から保有する当該機関の事務に係る住民に関する情報と住基ネット以外の方法で受領した住民基本台帳に係る住民に関する情報とを照合し、必要な行政目的を達していたのであって、住民に関する情報の取扱いは、住基ネットを利用する場合と全く同じであるというべきである。

(ウ) また、住基法30条の34は、目的の範囲内の利用等に当たらないデータマッチングを禁止している。さらに、目的の範囲内の利用等に当たらないデータマッチングを行うことは、懲戒処分の対象となるなどの措置が設けられている。加えて、住基法30条の9第1項により、都道府県には本人確認情報の保護に関する審議会が置かれているなど、違反行為に対する第三者機関の監視も規定されている。

(エ) さらに、本人確認情報の提供が認められている事務は、平成17年4月1日現在で275あるが、これらの国の機関等の保有する情報を一元的に管理する主体は存在しない。また、住基ネットは、それぞれの機関がそれぞれ受領した本人確認情報を分散して管理することを制度として予定しており、これらの機関が分散管理している情報を統一的に収集し得る主体もシステムも存在しない。そうすると、住民個々人の多面的な情報が瞬時に集められるという事態は、およそ想定することができないというべきである。

(オ) 加えて、住基カードの利用がデータマッチングをもたらすと

いうこともできないのである。

(7) 原告の指摘する住基法をめぐる問題状況について

ア(ア) 原告は、本人確認情報の通知について市町村長に裁量権が認められるかどうかを検討する際に、「住基ネットをめぐる問題状況」として、住基ネットの行政目的等を考慮することが必要不可欠である旨主張する。

イ(イ) しかし、原告の上記主張は、法令解釈の名の下に、国会が制定した改正法の趣旨及び目的を否定しようとするものにほかならず、法律を誠実に執行すべき責務を放棄するものといわざるを得ない。

イ(ア) 原告は、住基ネットについてのセキュリティ上の問題を指摘する。

イ(イ) しかし、これらは、本人確認情報の漏えい等に関する抽象的な危険を述べるにすぎないのである。また、原告の上記主張は、住基法30条の5の解釈と何ら関係しない事情を述べるにすぎないというべきである。

ウ(ア) 原告は、個人情報保護法制の不備を指摘し、使用済み本人確認情報の消去義務等について規定を設けるべきである旨主張する。

イ(イ) しかし、原告が指摘するような規定が存在しないからといって、住基ネットに関する個人情報保護のための措置が不十分であり、本人確認情報について漏えい等が生じる具体的な危険性

があるというわけではないというべきである。また、原告の上記主張は、住基法30条の5の解釈と何ら関係しない事情を述べるにすぎないというべきである。

(8) 横浜方式について

ア(ア) 四者合意は、横浜市が住基ネットに接続していない違法な状態にあることについて、住基ネットの本格的な稼働までの期間を念頭に置いて当該違法状態を速やかに解消するための具体的な手順について国、神奈川県、地方自治情報センター及び横浜市の間で確認したものにすぎない。四者合意は、原告が主張するように、「通知希望者と非通知希望者とを区分して送信する方式を容認する」ものではなく、また、安全性の総合的な確認を横浜市の全くの裁量に任せたものでもないのである。

なお、横浜市は、現在においても、市民全員の本人確認情報を神奈川県に通知していないが、これは住基法30条の5等に反する違法な状態であり、四者合意はこのような取扱いを容認するものではない。

イ(イ) したがって、横浜方式を採用し、一部の住民に係る本人確認情報についてのみ被告東京都に対する通知を行うことが当然許容されるかのような原告の主張は、四者合意に基づく取扱いの法的な意味を正解していないというべきである。

イ(ア) 原告は、横浜市において、現在も以前の運用が継続されており、それにもかかわらず、住基ネット全体の運営に多大な支障

を及ぼしている事実はない旨主張する。

(イ) しかし、一部の住民について本人確認情報の通知が行われな  
いことは、住基ネットの運用にとって極めて重大な悪影響を及  
ぼすものである。現に、横浜市の住民に関する国の機関等の事  
務処理の一部については、住基ネットを利用した本人確認等の  
事務を行うことができず、行政サービスの向上と行政事務の効  
率化が阻害された状態が継続しているのである。

(9) 原告のその他の主張について

ア 原告は、住基ネットの運用に関する原告の行為は、杉並区とい  
う地域の特性に応じた「必要な措置」であり、原告の住民の意向  
を踏まえても適法である旨主張する。

イ しかし、原告の主張は、住基法30条の5第1項について一定  
の裁量権が認められることを前提とするものであり、このような  
前提自体が失当であることは、これまで述べてきたことから明ら  
かである。

5 争点5（被告東京都の行為の違法性の有無）について

(一) 原告の主張

(1) 被告東京都は、前記のとおり、住基法30条の5第1項及び2項  
に基づき、原告からの通知希望者のみに係る本人確認情報の送信に  
対して、これを受信する義務を負っているところ、原告の横浜方式  
による参加への協力要請に応じず、上記受信義務を履行しない。

被告東京都は、被告国及び神奈川県が、四者合意により、横浜方

式を受け入れ、さらに、住基法が横浜方式を許容していることを認識しながら、原告からの通知の受領を一方向的に拒否し、上記受信義務に違反しているのである。

(2) そうすると、東京都知事の行為は、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くさないどころか、故意に職務上の任務に違背したものであるべきである。

(3) よって、被告東京都の行為は、住基法30条の5第1項ないし3項に違反し、違法性を有する。

## (二) 被告東京都の主張

(1) 国家賠償法1条1項の違法とは、公務員が個別の国民に対して負う職務上の法的義務に違背することをいう。

また、公務員が通常尽くすべき注意義務を尽くさず、漫然と行為をしたと認め得るような事情がある場合に限り、同法1条1項の違法の評価を受けるというべきである。

(2) 被告東京都は、前記のとおり、原告が主張するような原告からの本人確認情報の受信義務を負っていないというべきであるし、まして、被告東京都に所属する公務員が、通常尽くすべき注意義務を尽くさず漫然と行為をしたとは認められない。

## 6 争点6 (被告国の行為の違法性の有無) について

### (一) 原告の主張

(1) 被告東京都に対する必要な指導義務違反について

被告国は、住民基本台帳法31条1項及び2項に基づき、都道府



県や都道府県知事に対し、指導や勧告等を行うこととされている。

ここで、被告東京都は受信義務を履行しないから、被告国は、上記条項に基づき、横浜方式の例にならない、被告東京都に対し、原告の横浜方式による参加につき、必要な協力をするよう適切な指導又は監督等を行うべき立場にあった。

ところが、被告国は、これを行わないのみならず、原告の横浜方式による参加については違法である旨の誤った法解釈を被告東京都に示した。

(2) 原告に対する平等取扱違反について

被告国は、法の下での平等を定めた憲法14条の精神にのっとり、行政など国家作用のあらゆる分野での平等取扱いを要請されている。

ところが、被告国は、横浜市に対して横浜方式による住基ネット参加を容認しながら、原告に対しては横浜方式による参加については違法である旨告知して、平等原則に反する違法を犯している。

(二) 被告国の主張

(1) 国家賠償法1条1項の「違法」の意義について

国家賠償法1条1項の違法とは、公務員が個別の国民に対して負う職務上の法的義務に違背することをいう。

また、公務員が通常尽くすべき注意義務を尽くさず、漫然と行為をしたと認め得るような事情がある場合に限り、同法1条1項の違法の評価を受けるといふべきである。

(2) 被告東京都に対する必要な指導義務違反の主張について

原告は、被告国が、被告東京都に対し、原告が主張するような受信義務を履行するよう指導しないことが住基法31条1項、地方自治法2条13項、憲法14条に反し、違法である旨主張する。

しかし、そもそも被告東京都が原告が主張するような受信義務を負うものでないことは前記のとおりであるから、このような受信義務の存在を前提とした原告の上記主張は失当である。

(3) 原告に対する平等取扱違反の主張について

原告は、被告国の原告への対応が、横浜市への対応と比べて不平等であり、憲法14条に反し、違法である旨主張する。

しかし、四者合意は、横浜市が住基ネットに接続していない違法な状態にあることについて、住基ネットの本格的な稼働までの期間を念頭に置いて当該違法状態を速やかに解消するための具体的な手順について国、神奈川県、地方自治情報センター及び横浜市の間で確認したにすぎないものである。

したがって、被告国の原告への対応が、横浜市への対応と比べて不平等であるとはいえないのであって、原告の上記主張は失当である。

7 争点7（原告の損害の有無及び損害額）について

(一) 原告の主張

(1) 住基ネット設備関連費用について

ア 原告は、平成14年2月1日、エヌイーシーリース株式会社と

の間で、CSを始めとする住基ネット関連機器等の賃貸借契約を締結し、平成15年4月からは、賃借料として、毎月84万2940円の支払を継続している。

ところで、原告は、平成15年6月4日、横浜方式による住基ネットへの参加を表明したが、被告東京都は、被告国と共同して、現在まで、原告の参加を認めず、自らの受信義務を履行しない。

そこで、原告は、被告らの違法行為により、住基ネットへの参加が不可能となり、不要な支出を余儀なくされた。また、原告としては、被告東京都が将来受信義務を履行した場合、直ちに横浜方式による参加が可能となる態勢を維持しておく必要があることから前記賃貸借契約を解約することができない。

したがって、原告は、平成15年6月4日から平成16年7月31日までの間の賃借料相当額の1171万6866円の損害を被った。

イ これに対して、被告らは、被告らの行為の有無にかかわらず、原告において当然に支出しなければならなかったものであり、住基ネット設備関連費用については、被告らの行為と相当因果関係がない旨主張する。

しかし、平成15年6月4日以降の原告による住基ネット関連機器等の賃借料支出については、本来の効果を発揮することがなく、無為に帰しているのである。また、原告は、いつでも横浜方式による参加が可能となる体制を維持しておかなければならない

のである。

そうすると、住基ネット設備関連費用と被告らの行為との間に相当因果関係があることは明らかである。

(2) 転入転出手続上の郵便費用について

ア 原告に転入する住民については、本来、住基ネット上で処理を行うことができるにもかかわらず、原告の費用で転入通知を転出地市町村役場へ郵送せざるを得ない。

また、原告から転出する住民について、原告は、転入市町村に対して横浜市と異なる負担をさせないために、転出届の提出に来た住民に対し、転入地市町村役場の担当者に渡すように依頼して、転出証明書と併せて受取人払用封筒を交付せざるを得ず、受取人払郵便の費用相当額が原告の損害となった。

そこで、原告は、平成15年8月から平成16年6月までの期間の上記転入通知に係る郵便費用及び上記受取人払郵便の費用である合計304万2160円の損害を被った。

イ これに対して、被告らは、原告から転出する住民の転入通知に係る郵便費用については、本来、転入地の市町村において支出すべきものであり、原告が負担すべき法的義務はなく、相当因果関係がない旨主張する。

しかし、本来、原告にしる転入地の市町村にしる、このような郵便費用を支出すべき法的義務はない。しかし、これは、原告から転出する住民の転入通知にかかわる事務処理をするためにかか

る費用であるから、いずれかの市町村がこれを支出せざるを得ないのである。そして、このような問題は、原告と被告らとの紛争に起因するものであるから、転入地の市町村に支出させるべきではなく、条理上原告がこれを支出し、原告に被った損害として、被告らに対し、損害賠償を求めることは当然許容されるべきである。

ウ 被告らは、非通知希望者については、横浜方式で参加した場合でも、従前と同様の事務処理を継続することになるから、非通知希望者に係る郵便費用は原告が負担すべき旨主張する。

しかし、横浜市は、非通知希望者の転入転出手続について、通常の市区町村と同様に、住基ネットを通じたデータ送信を行っているのであるから、原告においても、住基ネットに参加している限り、負担するものではないのである。

### (3) 住民票無料交付の費用について

ア 原告は、被告らにより、住基ネットへの参加を妨害されているために、住基ネットを通じた本人確認手続きができず、杉並区民によるパスポート申請や所定の資格試験に際しては、必ず住民票が必要となる。

そこで、原告は、パスポート申請等のために住民票を要する杉並区民に対し、横浜市民とは異なる負担をさせないため、原告が手数料を負担せざるを得なくなった。

その手数料相当額は、平成15年6月4日からの上記用途の住

民票交付2万3478通に、単価300円を乗じ、非通知希望者の割合(16.86%)分を差し引いた585万5882円であり、原告は、上記金額分の損害を被った。

イ これに対して、被告らは、原告が通知希望者である住民に対し、住民票を無料で交付すべき法的義務はないから、被告らの行為と損害との間に相当因果関係を欠く旨主張する。

しかし、住民票交付手数料については、通知希望者と原告とのいずれかがこれを負担せざるを得ないところ、被告東京都の受信義務等に係る損害賠償請求訴訟を考えた場合、訴訟の費用対効果の点から見て、住民に提訴を強いるのは不当である。そして、原告は、住民の住基ネットサービス享有権を実質的に代位する立場にあることからすれば、条理上、原告の損害賠償請求が認められてしかるべきである。

ウ 被告らは、原告に転入した住民の転入通知の郵便費用は、法律上の義務に基づく費用ではなくなったことから、被告らの違法行為と相当因果関係がない旨主張する。

しかし、被告らの違法行為により、電気通信回線を通じた送信ができない以上、従前と同様に郵送の措置を執らざるを得ないことは、条理上当然であるというべきである。

エ 被告らは、通知希望者に交付した住民票数と非通知希望者に交付した住民票数の比率が通知希望者と非通知希望者の比率と一致する根拠が示されていないことから、原告の主張する算定額は不

当である旨主張する。

しかし、住民票を必要とする住民が、通知希望者か非通知希望者のいずれかに偏る特別の理由はないのであるから、原告の主張する算定額は合理的というべきである。

(4) 人件費について

ア 杉並区から前住所地市町村への転入通知について、少なくとも一人1週間で12時間の作業時間を要し、年間では624時間を要している。また、転入地市町村から送付される転入通知の入力処理について、平均1件5分の処理時間を要し、年間少なくとも3万3000件の処理が行われていることから、年間2750時間を要している。これらは、横浜方式による住基ネットへの参加により、不必要となる事務処理である。

また、住民票の写しの交付には、平均で1件につき4分の処理時間を要し、少なくとも年間1万7963件を処理していることから、年間1198時間の事務処理が必要となる。住民票の写しの交付も、横浜方式による住基ネットへの参加により、不必要となる。

上記の不必要となる合計時間は、4572時間となり、原告の職員の1時間当たりの平均人件費が4194円であるから、原告は、少なくとも年間で1917万4968円の余計な出費を余儀なくされたものである。平成15年6月4日から447日分について計算すると、この額は、2348万2769円に相当する。

したがって、原告は、削減可能であった人件費相当額2348万2769円の損害を被ったものである。

イ 原告は、横浜方式で住基ネットへ参加することができないために、杉並区民の転入転出が多い3月ないし4月の繁忙期において、人員不足に陥り、転入転出手続の事務補助のため、アルバイトを採用せざるを得なくなり、これにより、アルバイト報酬相当額の支出を余儀なくされた。

そこで、原告は、平成15年3月分のアルバイト報酬相当額である67万2000円の損害を被った。

ウ これに対して、被告らは、非通知希望者については従前の事務処理を継続する必要があることを前提に、原告主張の人件費の増減が生じるとは即断できない旨主張する。

しかし、前記のとおり、非通知希望者の転入転出手続について、従前の事務処理を継続して行う必要はなく、前提自体に誤りがあるから、被告らの主張は失当である。

## (二) 被告らの主張

### (1) 住基ネット設備関連費用について

CSを始めとする住基ネットに関連する機器等は、住基法の規定に従った本人確認情報の処理及び利用等を行うために必要とされるものであり、原告は、住基法上、住基ネットに係る業務を行うべき義務を負っていたのであるから、これらの機器等の賃借料は、被告らの行為の有無にかかわらず、原告において、当然に支出しなけれ



ばならなかったものである。したがって、被告らの行為と上記賃借料の支出の間には相当因果関係がないというべきである。

(2) 転入転出手続上の郵便費用について

ア 杉並区から転出する住民の転入通知を転入地の市町村役場から郵送するために支出したとされる郵便費用は、仮に、被告東京都に通知希望者である杉並区民の本人確認情報の受信義務違反があったとしても、本来、転入地の市町村役場において支出すべきものであり、原告が代わりに負担する法的義務はないものである。そうすると、前記郵便費用は、原告が自らの選択の結果、支出せざるを得なくなった費用にすぎず、通常発生する費用負担とはいえないから、被告らの行為と相当因果関係を有するものということとはできない。

イ 杉並区に転入した住民の転入通知に係る郵便費用は、改正法による住基法の改正以前は、住民基本台帳事務という公の行政事務を法律に基づいて遂行するために必要とされた費用であった。しかし、住基法の改正後は、原告は住基法の規定上、原告に転入した住民の転入通知を電気通信回線を通じて送信する義務を負うものの、このような郵送の措置は、法律上予定された行為ではなくなったのであるから、上記郵便費用は、法律上の義務に基づき支出された費用ではなく、被告らの行為と相当因果関係を有するものではないというべきである。

ウ なお、原告が主張する郵便費用は、いわゆる非通知希望者に係

るものを含むものと解されるところ、原告が主張する横浜方式においては、いわゆる非通知希望者について、従前の住民基本台帳事務におけるのと同様の事務を継続しなければならないことになるはずであり、非通知希望者に係る郵便費用は、元々原告が負担すべきものである。

(3) 住民票無料交付の費用について

ア 原告は、通知希望者である杉並区民に対して、無料で交付した住民票に係る交付手数料に相当する費用が、被告らの行為による損害である旨主張するが、仮に、被告東京都に通知希望者である杉並区民の本人確認情報の受信義務違反があったとしても、杉並区が通知希望者である杉並区民に対し住民票を無料で交付しなければならない法的義務があるわけではないのである。そうすると、住民票の無料交付費用については、法律上、原告において負担する理由のない費用を、原告自らの判断において負担したというにすぎないのであって、通常発生する費用負担ということとはできない。したがって、このような費用は、被告らの行為と相当因果関係を有するものではないというべきである。

イ 原告は、杉並区民に対して無料で交付した住民票に係る交付手数料に相当する費用から、いわゆる非通知希望者の割合に相当する部分を減額した額が、通知希望者である杉並区民に対して無料で交付した住民票に係る交付手数料に相当する費用である旨主張するが、通知希望者に交付した住民票数と非通知希望者に交付し

た住民票数の比率が、通知希望者数と非通知希望者数の比率と一致すると解すべき根拠は何ら示されていないのであるから、原告の算定する費用額は不当である。

(4) 人件費について

原告が主張する横浜方式においては、いわゆる非通知希望者について、従前の住民基本台帳事務におけるのと同様の事務を継続しなければならない。そうすると、住基ネットを利用しない場合と住基ネットを利用した場合とを比較して、原告が主張するような人件費の増減が生じると即断することはできない。

—以上—

これは正本である。

平成18年3月24日

東京地方裁判所民事第38部

裁判所書記官 門山英二